

公募型プロポーザル公告

糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事実施設計技術協力事業者（施工予定者）選定について、次のとおり公募にて当病院の役割や理念をよく理解し、真摯に本事業に向き合う最適提案者を選定するため、公募型プロポーザルを実施（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するため公告する。

令和 7 年 10 月 7 日

糸田町長 森下 博輝

1 目的

糸田町立緑ヶ丘病院建設にあたっては、何より地域医療を守るための箱舟として地域住民への安全・安心な医療の提供と、地域との医療連携を深め、暮らしに密着した信頼される病院づくりを目指すことを目的に、基本設計において取りまとめた事業費内での建設を確実なものとし、かつ、施工者の立場から高度な技術提案及び技術協力を実施設計に取り入れるため、「E C I 方式」を採用しているところである。

2 事業概要

- | | |
|----------|---|
| （１）業 務 名 | 糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事実施設計技術協力業務 |
| （２）期 間 | 契約締結の日から令和 8 年 7 月 31 日まで（予定） |
| （３）仕 様 等 | 別紙「糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事実施設計技術協力事業者（施工予定者）選定公募型プロポーザル実施要領」のとおり |
| （４）担 当 課 | 糸田町立緑ヶ丘病院庶務係 |
| | 〒822-1300 福岡県田川郡糸田町 3 1 8 7 番地 |
| | TEL : 0947-26-0111 |
| | E-Mail : midorigaokahp@titan.ocn.ne.jp |

3 参加資格要件

参加資格要件の基準日は公告日とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。なお、本プロポーザルの参加者は単体企業及び共同企業体いずれも可能とする。単体企業及び共同企業体の代表構成員となる企業は、次にあげる全ての条件を満たすものとする。

ただし、以下（１）から（10）については共同企業体の全構成員が満たすこととする。参加資格確認結果通知により参加資格を有した者が、参加資格確認結果通知後から最終審査結果通知までの間に、（１）から（18）のいずれかの条件を満たさなくなった場合は、本プロポーザルの参加資格を喪失するものとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 24 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による制限を受けていないこと。
- （２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- （３）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- （４）糸田町建設工事等に係る業者の指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- （５）糸田町における令和 5、6、7 年度の建築一式工事の入札参加資格を有すること。承認を得ていない事業者においては、糸田町役場土木課に入札参加資格申請書及び資格審査に必要な添付書類を参加申込書提出まで

に提出し、参加資格確認結果通知を受けるまでにその承認を得ること。

(糸田町役場土木課にて指名願いは随時受付可能)

- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと。並びに、同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 市町村税、都道府県民税及び国税（消費税及び地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。
- (8) 実施要領「1章 一般事項 3 事業概要（7）（8）」に示す本工事の設計業務等の関係者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が進行中の会社又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

ア 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

ア 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合。

③ その他の関係

その他①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 糸田町と紛争又は訴訟関係にないこと。
- (10) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可（建築一式工事）を有しており、かつ、経営事項審査結果通知における建築工事一式に係る総合評価値が820点以上であること。
- (11) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- (12) 元請負人として公告日から過去10年間に、病床数60床以上または延床面積4,300㎡以上の病院の新築（改築含む）、増築工事の施工実績を有すること。

※ECI方式による施工実績があると望ましい。

※共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上を対象とする。

※増築の場合は、増築部分が病床数60床以上又は延床面積4,300㎡以上の規模であること。

- (13) 技術協力業務において、次の項目を満たす技術協力業務責任者を配置すること。

① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

② 公告日から過去10年間に、病床数60床以上または延床面積4,300㎡以上の病院の新築（改築含む）又は増築工事の施工実績を有すること。

※増築の場合は、増築部分が病床数60床以上又は延床面積4,300㎡以上の規模であること。

③ プロポーザル参加申請書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

- (14) 本工事を契約した場合、本工事の契約日の翌日から建設工事が完了するまでの間、次の項目を満たす監理技術者及び現場代理人を専任配置できること。なお、監理技術者と現場代理人は兼任可とする。

① いずれかの者が一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

- ② 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有すること。
- ③ いずれかの者が、公告日から過去 10 年間に病床数 60 床以上または延床面積 4,300 ㎡以上の病院の新築(改築含む)又は増築工事の施工実績を有すること。

※ 増築の場合は、増築部分が病床数 60 床以上又は延床面積 4,300 ㎡以上の規模であること。

- ④ プロポーザル参加申請書提出時において、所属する建設業者との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係があること。

(15) 電気設備主任技術者と機械設備主任技術者は以下の要件を満たすものを配置させること。電気設備主任技術者と機械設備主任技術者の兼務を可とする。

- ① 電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、それぞれの建設工事に必要な資格を有すること。

(「様式 6-3 配置技術者名簿」参照)

- ② 公告日から過去 10 年間に病院の新築(改築を含む)又は増築工事の施工実績があること。
- ③ 本工事の着工時において、所属する建設業者との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係があること。

(16) 技術協力業務期間において従事及び工事期間において専ら従事し、すべての関係者の窓口となり、対応・調整に当たるプロジェクト責任者を配置すること。

- ① 本業務に支障がなければ、技術協力業務期間においては、他の業務と兼務しても差し支えない。
- ② 技術協力業務責任者、監理技術者及び現場代理人との兼任ができるものとし、その場合必要な資格要件は、技術協力業務責任者又は管理技術者それぞれに必要な資格要件と同一とする。

(17) その他、配置技術者等の実績等は以下による。

凡例：○必須又は可能 △：必要に応じて出席、発注者の指示による ×：不可又は不要

		技術協力各種 会議体の出席	本業務内の 兼務可否	保有資格	同規模病院実 績要否	備考
技術協力業務責任者		○	○	一級建築士又は一級 建築施工管理技士	○	技術担当者(建 築)との兼務可
技術協力 担当者	建築	○	○	一級建築士	×	
	構造	△	×	構造設計一級建築士	×	
	電気	△	○	設備設計一級建築士	○	
	機械	△	○	又は建築設備士	○	
	積算	△	×	建築積算士	×	
		工事期間各種 会議体の出席	本業務内の 兼務可否	保有資格	同規模病院実 績要否	備考
建設工事	現場代理人	○	○	一級建築士又は一級 建築施工管理技士	×	監理技術者との 兼務可
	監理技術者	○	○	一級建築士かつ管理 技術者資格者(※1) 又は一級建築施工管 理技士かつ監理技術 者資格者(※1)	○	工事期間中は専 任
	電気設備主 任技術者	△	○	建設工事に必要な 資格	×	電気・機械設備 主任技術者との

	機械設備主任技術者	△	○	建設工事に必要な資格	×	兼務可 病院実績は要
--	-----------	---	---	------------	---	---------------

※管理技術者資格者とは、監理技術者資格証及び監理技術者講習会終了証を有するものをいう。

(18) 共同企業体に関する事項は、以下のとおりとする。

- ① 結成方法は、自主結成とする。
- ② 構成員の結成方式は、共同施工方式（甲型）とする。
- ③ 構成員数は2又は3社とし、各構成員の出資比率は、2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とする。
- ④ 代表構成員の出資比率は、構成員の中で最大とする。
- ⑤ 各構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員になることができない。
- ⑥ 単体企業として参加する者は、共同企業体の構成員になることはできない。

4 参加申込

(1) 提出書類

- ① 参加資格要件チェックリスト（様式1）
- ② 参加申込書（単体）（様式3-1）
- ※ ③～⑦は、共同企業体（JV）で申込を行う場合のみ提出
- ③ 参加申込書（JV）（様式3-2）
- ④ 特定建設工事共同企業体委任状（様式3-3）
- ⑤ 特定建設工事共同企業体使用印鑑届（様式3-4）
- ⑥ 共同企業体協定書（様式3-5）
- ⑦ 構成員建設業一覧（様式3-6）
- ⑧ 会社概要書（様式4-1）
- ⑨ 会社全体の有資格者技術者数（様式4-2）
- ⑩ 施工実績確認書（様式4-3）
- ⑪ 施工に関する会社としての考え方（様式5）
- ⑫ 技術協力業務責任者の経歴等（様式6-1）
- ⑬ 監理技術者・現場代理人の経歴等（様式6-2）
- ⑭ 配置技術者名簿（様式6-3）
- ⑮ 秘密保持に関する誓約書（様式7）
- ⑯ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- ⑰ 国税、都道府県税、市町村税それぞれに滞納がない証明書
- ⑱ 誓約書（糸田暴力団排除条例）

(2) 提出期限

令和7年10月27日（月）正午必着

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送

※ 電子媒体（CD-R等）による電子データでも提出すること。

※ 郵送の場合、書留又は簡易書留等の送達記録が残るものとする。

(4) 提出部数

- ・ ①～⑱ 正 1 部
- ・ ⑧～⑭ 副 10 部

(5) 参加資格申請等作成にあたっての留意事項

- ① 様式毎に指定された添付の書類を順番にまとめ、A 4 縦のフラットファイル（左綴じ）に綴る。（A 3 の書類がある場合は Z 折りで綴じ込むこと。）フラットファイルの背表紙と表表紙に「(会社名) 参加申込提出書類」と表記し、綴じ込み各提出書類にはインデックスを貼り、分かりやすいようにまとめる。
- ② 正 1 部のみは表紙に会社名、代表者名、連絡先を記述の上、押印すること。
- ③ 副 10 部については、特定の者と判断できる社名、個人名、作品名、ロゴマーク等を記入してはならない。

5 実施スケジュール

区分	項目	日程・期間
公告	プロポーザルの公告	令和 7 年 10 月 7 日（火）
	実施要領等のホームページ掲載	
	設計概要書等の配付	
参加資格審査 （一次審査）	質疑書提出期限	令和 7 年 10 月 14 日（火）
	質疑書の回答	令和 7 年 10 月 20 日（月）
	参加申請書の提出期限	令和 7 年 10 月 27 日（月）
	参加資格審査結果通知 要求水準書・技術提案用資料の配付	令和 7 年 11 月 10 日（月）
技術等審査 （二次審査）	質疑書提出期限	令和 7 年 11 月 25 日（火）
	質疑書の回答	令和 7 年 12 月 5 日（金）
	技術提案書のうち、V E 提案提出期限	令和 7 年 12 月 26 日（金）
	V E 提案提出内容聞き取り	令和 8 年 1 月 7 日（水） （予定）
	V E 提案に対する回答	令和 8 年 1 月 19 日（月）
	技術提案書提出期限	令和 8 年 2 月 6 日（金）
	プレゼンテーション・ヒアリング及び審査	令和 8 年 2 月 15 日（日） （予定）
	審査結果通知	令和 8 年 2 月 15 日（日） （予定）
基本協定等	基本協定等締結	令和 8 年 2 月 予定
技術協力	実施設計着手	令和 8 年 2 月 予定
	実施設計完了	令和 8 年 7 月 予定
工事請負契約	工事請負契約	令和 8 年 8 月 予定

6 失格要件

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加者が、本プロポーザルに定める手順、手続き、提出期限等を遵守しない場合。
- (2) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- (3) 他社の提出図書を盗用した疑いがあると認められた場合。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参加者にあると認められる場合。
- (5) 公告日から最終審査結果通知・公表が終了するまでの期間、審査委員又は本プロポーザルに関わる職員に技術提案書等に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- (6) その他、審査委員会が不適切と判断した場合。

7 契約に関する事項

(1) 契約保証金

糸田町財務規則（平成 13 年規則第 3 号）第 118 条の規定により、契約代金の額の 100 分の 10 以上の額とする。

(2) 契約書の作成

契約には契約書の作成を要する。

8 その他

詳細は「糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事実施設計技術協力事業者（施工予定者）公募型プロポーザル実施要領」による。